

親睦会合へのサービス品の提供



A病院内科部長から医局が行う院内行事の景品として、当社のサービス品（市価3,000円）を1個提供してほしいとの要請がありました。

会社のサービス品（医薬品以外の自社取り扱い石鹸等）の提供を考えており、改めてMRが購入するものではないのですが、提供できるでしょうか。



回答



提供できません。

医療機関等の主催する親睦の会合とは、医療機関等や医局などの院内組織が、組織全体で行う新年会や忘年会等をいい、医療用医薬品製造販売業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約施行規則第5条第2号に規定する「親睦の会合」には当たりません。

したがって、会社のサービス品のように、改めてMRが購入する物品等でなくても、医療機関等が主催する親睦会合に名目のいかんを問わず金品の提供はできません。

COP便り:バックナンバー)

<https://www.jga.gr.jp/jgapedia/cop.html>